

1. 申請できる者・申請者について

Q1	申請者（代表事業者）は誰になりますか。
A1	本補助事業により、財産を取得する者が申請者（代表事業者）となります。
Q2	中小企業等とは、具体的な判断基準はどのようになりますか。
A2	中小企業支援法(昭和 38 年法律 147 号)第 2 条第 1 項に定める中小企業者に該当することが条件となります。
Q3	どのような法人・団体であれば申請できますか。
A3	財団交付規程別紙 1「3 補助金の交付を申請できる者」を参照してください。
Q4	個人事業主または個人は応募できますか。
A4	申請できます。
Q5	地方公共団体や地方公営企業は、応募できますか。
A5	中小企業規模相当（非正規含め常時使用する職員数が 100 人以下）であれば申請できます。
Q6	医療法人や社会福祉法人は、応募できますか。
A6	中小企業規模相当（非正規含め常時使用する従業員数が 100 人以下）であれば申請できます
Q7	マンションの管理組合、商店街の組合は応募できますか。
A7	申請できます。ただし、補助事業により、財産を取得する者が申請者（代表事業者）となりますので、財産の取得者を代表申請者としてください。共同所有の場合、共同所有者の長を代表申請者とし、他の共同所有者の同意書を提出いただけます。
Q8	（マンションの管理会社などの）補助金の代理申請は可能ですか。
A8	代表事業者から委任を受けた第三者による代理の事務手続きは可能です。この場合、委任状を添付してください。
Q9	宗教法人は、応募できますか。
A9	申請できます。ただし、環境大臣の承認が必要ですので、通常より審査日数を要します。
Q10	同一企業が複数の事業所を持っている場合、まとめて申請することができますか。
A10	事業所単位で申請してください。ただし、同じ管理下にある隣接・近隣区画にある施設であれば、複数施設をまとめて申請することができます。
Q11	中小企業となる不動産業について教えてください。
A11	日本標準産業分類により、 駐車場業や物品賃貸業はサービス業に分類されます。（5千万円以下、50人以下） それ以外はその他に分類されます。（3億円以下、300人以下）
Q12	みなし大企業も応募できますか。
A12	資本金または出資金が1億円以下の法人であり、以下のいずれかに適合する法人も申請できます。 ・発行済み株式または出資の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている ・発行済み株式または出資の3分の2以上を大規模法人に所有されている